

令和8年
4月1日から



学校選択制（隣接区域選択制）が はじまります

学校選択制（隣接区域選択制）とは？

関市では市内の小・中学校に入学する場合、住所によって通学区域を定め入学する学校を指定しています。

学校選択制（隣接区域選択制）は、通学区域を残したうえで小・中学校に入学するときに、隣接する区域内の学校を希望により選択できる制度です。

対象者は？

令和8年4月に小・中学校に入学を予定されている関市にお住まいの児童生徒です。
※制度を導入する令和8年度のみ在校生も対象となります。

学校選択の 要件

選択する学校へ児童生徒で安全に通学できること（児童は徒歩、生徒は徒歩または自転車）が前提となります。自宅から選択する学校への距離は、自宅から指定の学校までの距離と概ね同じかそれ以下の距離を目途とします。保護者の送迎は原則不可とします。

学校選択制（隣接区域選択制）の 申請期間は？

申請書の提出

「指定区域外からの通学申立書」の提出が必要です。

申請期間

令和7年8月1日～令和7年8月15日

提出先

関市教育委員会事務局 学校教育課学籍係
〔関市若草通3丁目1番地 関市役所5階〕

提出方法

- 持参（土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）
- 郵送（期間内到着分まで）

詳しくは、市のホームページをご確認ください。▶▶▶



学校選択制（隣接区域選択制）の 説明会を開催します

日時

令和7年7月15日（火）

- 昼の部 …… 午後2時～
- 夜の部 …… 午後7時～

※2部とも同じ内容です。

場所

わかくさ・プラザ
学習情報館多目的ホール

〔関市若草通2丁目1番地〕

